

## ・ 居住費・食費の保険外負担となる消費税の取扱いについて

現在、介護保険法の規定に基づく、居宅・施設介護サービス費の支給に係る居宅・施設サービス等の消費税の取扱いについては、原則、非課税とされ、利用者の選定に基づく特別な居室（療養室）又は特別な食事の提供に係る費用等については課税とされているところである。今回の改正に伴い、居住費及び食費については、原則保険給付の対象外となるが、消費税の取扱いについては、基本的に従来 of 取扱いから変更されない方向で検討が行われているところである。

### <従来 of 取扱い of 例>

- ・ 居住又は食事 of 提供に要する費用 → 原則非課税
- ・ うち、利用者の選定に基づく特別な居室（療養室）又は特別な食事 of 提供に係る費用等 → 課税